特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元付し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワークイを図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。能代市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンピニ交付に関する事務
	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報フィルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、E 治体基盤クラウドシステム、連携サーバー、電子申請システム

住民票情報ファイル

3. 個人番号の利用	
1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付の特例)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(通知和道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関人の本人確認付、第30条の12(第24年)(24年)(第24年)(第24年)(24年)(24年)(24年)(24年)(24年)(24年)(24年)(列)

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民福祉部 市民保険課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正-利用停止請求					
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号電話番号 0185-89-2146					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号電話番号 0185-89-2146					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評		i書及び重点項目評価書 i書及び全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワーク	ウシステムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ე გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間(ままない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ე გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	住民基本台帳事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な使 5) 不正な提供・移転が行わ 6) 情報提供ネットワークシス	よるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 下正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 つれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	編)に則り、漏えい・滅失・毀損を もに、特定個人情報ファイルの滅 ・特定個人情報を含む書類やUS ・USBメモリは、事前に許可を得 用する場合は、暗号化、パスワー ・不要文書を廃棄する際は、特定 を行ったことを確認すること。	準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとと威失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 SBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 場た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使一ドによる保護等を行うルールを周知徹底している。 定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認 よらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスまられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	 4.情報提供ネットワークシステ ム情報連携 ②は全上の担切	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、77、80、84、 89、91、92、94、96、101、102、103、10	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(12346891116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の28991929496101102103105106108111112113114116117120の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情	事後	
平成30年4月1日	②注今上の規拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(12346891116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の28991929496101102103105106108111112113114116117120の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情	23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日		に関する省令(平成26年11月20日総務省令等85年)第25条(通知カード・個人番号カード	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(令和2年5月11日総務省令第50号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和2年5月22日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(12346891116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の28991929496101102103105106108111112113114116119の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(12346891116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の2899192949697101102103105106108111112113114116117120の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供イットソークシステム情報連携	58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 97 101 102 103 105 106 108 111 112 113 114 116 117 120の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1234689116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の2899192949697101102103105106108111112113114116117120の項)	事後	
令和5年2月1日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(12346891116182021232730313435373839404248535457585961626667707477808485の2899192949697101102103105106108111112113114116117120の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 9 11 16 18 20 23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57 58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 97 101 102 103 105 106 107 108 111 112 113 114 116 117 120の項) 【情報照会の根拠】	事後	
令和5年2月1日			住民記録システム、中間サーバーコネクタ、宛 名・納付システム、住民基本台帳ネットワークシ ステム、自治体基盤クラウドシステム、連携サー バー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時 点)・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載事項) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し 第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府	めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民悪の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日		続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に規定する個人番号、	号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体基盤クラウドシステム、連携サーバー	名・納付システム、住民基本台帳ネットワークシ	事後	
令和7年1月30日	テム情報連携	・番号法第19余第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(123468911161820232730313435373839404248535457585961626667707477808485の2899192949697101102103105106107108111112113114116117120の項) 【情報照会の根拠】なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 住民基本台帳事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 能代市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万か一発生した場合に備え、バックアップを保管している。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すのみ使用可能と、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。また、使用する場合は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、をできれた書類等が混入していないかが、はる確認を行ったことを確認すること。を徹底する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	